

## 苫小牧市防獣資器材貸出要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、鳥獣による農林水産等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）に基づき、害獣により生活環境に係る被害を受けている者に対し、市が所有する防獣資器材（以下、「資器材」という。）の貸出の際に必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出の対象者)

第2条 貸出の対象者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- 1 市内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 害獣により、生活環境に係る被害を受けていること。
- 3 資器材の設置、管理、返却を自ら行うことができること。

### (貸出期間)

第3条 貸出期間は、貸出日から起算して最大3か月以内とする。ただし、市長が不測の事態等により期日前に返却を求めた場合はこの限りではない。

- 2 貸出は原則1世帯につき1回のみとする。
- 3 市長が必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

### (貸出の申込)

第4条 貸出の申込をしようとする者（以下「申込者」という。）は、「防獣資器材貸出申請書」（様式1）を提出しなければならない。

- 2 資器材の貸出が確定した申込者は、「同意書」（様式2）の内容を確認し、市長に提出しなければならない。

### (資器材の設置及び管理)

第5条 資器材の設置及び設置後の管理は、申込者が行うこととする。

- 2 申込者は、資器材を常に良好な状態で管理するとともに、貸出を受けた目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならない。
- 3 申込者は、資器材を亡失し、又は損傷したときは、その旨を遅滞なく市長に届け出るとともに、資器材の亡失又は損傷が使用者の責めに帰すべき事由による場合は、使用者がその損害を賠償する。

(事故等の免責)

第6条 市長は、資器材の使用及び管理に関する事故については、その賠償の責めを負わない。

(返却)

第7条 申込者は、貸出期間が満了するときは、直ちに市長が指定する場所に資器材を返却しなければならない。

2 市長は、前項の規定により資器材が返却されたときは、資器材を点検し、不備がないか確認した上で、受け取ることとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、資器材の貸出に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する